

外国人住民の仮住民票記載内容の確認について

～外国人住民並びにご家族の方へ～

問 住民福祉課 住民係 ☎62-9112

外国人登録法は平成24年7月9日の施行日をもって廃止され、新しい在留管理制度に移行されます。これに伴い住民基本台帳法も改正され、外国人住民の方についても日本人と同様に住民登録をすることとなり、個人単位の住民票が作成されます。

このため、新制度施行日前の5月7日(月)を基準日として、町内に外国人登録をされている方については、これまでの外国人登録情報に基づき「仮住民票」を作成します。基準日以降に「仮住民票」を送付しますので、「仮住民票」に記載されている全ての項目について確認をしてください。この記載内容の確認結果により施行日から新しい住民票に移行します。

日本人住民の住民票との相違点

- ①氏名欄：原則、アルファベット表記(アルファベット表記がない外国人の場合は漢字表記)併記名、通称名の届出をしている場合はその表記
- ②生年月日欄：西暦表記
- ③国籍・地域欄：国名をカタカナ又は漢字表記
- ④在留資格：入国管理局で定められた資格
- ⑤在留カード等の番号：いままでの外国人登録証の登録証明番号
- ⑥入管法第30条の45に規定する区分：中長期滞在者・特別永住者・経過滞在者(出生・国籍喪失)等
- ⑦在留期間等：入国管理局で定められた期間
- ⑧在留期間満了日：入国管理局で定められた満了日

○新しく作成される住民票イメージ

世帯主	石川 真太	生年月日	性別	続柄	省略
氏名	① バク シエ BAK, SHIEI (併記名 石川 智実 (通称名 石川 智実))	② 1996年4月28日	女	妻	外国人住民になった日 平成24年8月15日
住所	長野県諏訪郡富士見町南台10777番地		住定年月日 平成24年8月15日	届出年月日 平成24年8月15日	
国籍	③ 国籍 韓国	④ 在留資格 日本人の配偶者等	⑤ 在留カード等の番号	○○○○○○○○○○	
備考	⑥ 第30条の45に規定する区分 中長期滞在者		⑦ 在留期間等 3年	⑧ 在留期間等の満了日 2015年 8月15日	
前住所					
転出先					
備考					

※デザインは今後変更される可能性があります。

行政相談 ～行政に対するご意見・ご要望をご相談ください～

問 住民福祉課 住民係 ☎62-9112 雨宮宅 ☎62-3729

行政に対する苦情や意見・要望などを住民の皆さんからお聴きして、その解決や実現を目指す制度に「行政相談」があります。今年度も引き続き、瀬沢新田の雨宮正一さんが総務大臣から行政相談委員として委嘱されています。

行政相談は、定例相談日のほか、予約いただければ自宅でもご相談に応じていますので、この身近な制度をお気軽にご利用ください。

なお、相談は無料で秘密は守られます。

◇定例相談日は広報、告知放送で予めお知らせします。

(5月は18日(金) 午前9時～正午まで 町民センター2階で開催)



行政相談委員
雨宮正一さん

人材育成中学生海外派遣事業に参加して

問 生涯学習課 生涯学習公民館係 ☎62-7900

今年も中学生を対象とした海外派遣交流事業を3月18日～29日までの日程でニュージーランドのリッチモンドで実施しました。

町関係者の皆様と現地リッチモンドの皆様の支えのおかげで本年も無事に海外派遣事業を終えることができましたことに感謝いたします。

研修初日、緊張の中でホストファミリーに出会った生徒たち。交流の中で特にうれしかったことは初日昼食を食べる際に日本人同士、ニュージーランド人同士で食べる姿が多かったのですが、最終日にはいっしょの輪を作り、ともにふざけたり遊んだりしながら食べる姿が見られたことです。二つの町の「絆」がさらに強くなったと感じました。生徒たちはこれから今回の研修で学び、吸収したことを今後の学校生活や学習へ生かし、更に大きく成長してくれると期待しています。

富士見中学校 土屋 一弘

